

## 目 次

第5章 債権と債務の相殺消去手続	1	point up lesson 43	28
第1節 売掛金と買掛金の相殺消去	2	第4節 経過勘定項目の相殺消去	30
point up lesson 37	3	① 未収収益と未払費用の相殺消去	30
第2節 手形取引の相殺消去	4	② 前払費用と前受収益の相殺消去	31
① ある連結会社（P社）が他の連結会社（S社）に対し支払又は決済のために振出した手形を他の連結会社が保有している場合（ケース1）	6	point up lesson 44	32
point up lesson 38	7	第5節 貸倒引当金の調整	34
② ある連結会社（P社）が外部者に支払い又は決済の為に振出した手形を、外部者からの裏書譲渡により他の連結会社（S社）が保有している場合（ケース2）	8	① 意 義	34
point up lesson 39	9	② 規 定	34
③ 外部者がある連結会社（P社）に手形を振り出し、それをある連結会社が他の連結会社（S社）に裏書譲渡した場合（ケース3）	10	③ 態 様	34
point up lesson 40	12	④ 貸倒引当金の設定方法が洗替法の場合の貸倒引当金の調整	35
④ ある連結会社（P社）が他の連結会社（S社）に対し支払又は決済のために振り出した手形を他の連結会社が外部者に裏書譲渡した場合、または銀行で割引いた場合（ケース4）	14	i) 親会社の期末の貸倒引当金のみを調整するケース	35
point up lesson 41	18	point up lesson 45	36
⑤ 外部者がある連結会社（P社）に手形を振り出し、それをある連結会社が他の連結会社（S社）に裏書譲渡し、さらに裏書を受けた他の連結会社が外部者に裏書譲渡した場合、または銀行で割引いた場合（ケース5）	20	ii) 親会社の期首の貸倒引当金のみを調整するケース	38
point up lesson 42	22	point up lesson 46	40
第3節 貸付と借入に関連する項目の相殺消去	26	iii) 親会社の期首及び期末の貸倒引当金のみを調整するケース	42
		point up lesson 47	46
		iv) 子会社の貸倒引当金を調整するケース	48
		a) 子会社の期末の貸倒引当金のみを調整するケースの上記の各方法による連結仕訳	48
		b) 子会社の期首の貸倒引当金のみを調整するケースの上記の各方法による連結仕訳	48
		c) 子会社の期首及び期末の貸倒引当金を調整するケースの前頁の各方法による連結仕訳	49
		point up lesson 48	50
		⑤ 貸倒引当金の設定方法が差額補充法の場合の貸倒引当金の調整（制度上）	54
		i) 親会社の期末の貸倒引当金のみを調	

整するケースの連結仕訳 .....	54
point up lesson 49 .....	54
ii) 親会社の期首の貸倒引当金のみを調整するケースの連結仕訳 .....	56
point up lesson 50 .....	58
iii) 親会社の期首及び期末の貸倒引当金を調整するケースの連結仕訳 ....	60
point up lesson 51 .....	60
iv) 子会社の貸倒引当金を調整するケース .....	62
a) 子会社の期末の貸倒引当金のみを調整するケースの連結調整仕訳を各方法で行うと次の通りである。	62
b) 子会社の期首の貸倒引当金のみを調整するケースの連結調整仕訳を各方法で行うと次の通りである。	62
c) 子会社の期首及び期末の貸倒引当金を調整するケースの連結調整仕訳を各方法で行うと次の通りである。	63
point up lesson 52 .....	64
第6節 社債取引に係る関連項目の相殺消去.....	69
① 社債発行時に発行会社から直接取得した場合の社債取引に係る項目の相殺消去 .....	70
i) 社債を平価発行しているケース	70
point up lesson 53 .....	72
ii) 社債を割引発行しており、取得原価のまま償却原価法を適用していないケース .....	74
point up lesson 54 .....	76
iii) 社債を割引発行しており、取得原価に償却原価法を適用しているケース .....	78
point up lesson 55 .....	80

② 社債発行後に連結外部者から取得した場合の社債取引に係る項目の相殺消去 .....	82
i) 社債を割引発行しており、取得原価のまま償却原価法を適用していないケース .....	82
point up lesson 56 .....	86
ii) 社債を割引発行しており、取得原価に償却原価法を適用しているケース .....	92
point up lesson 57 .....	96

## 第6章 損益項目の相殺消去手続と未実現損

### 益の消去手続..... 102

#### 第1節 売上高と仕入高の消去と棚卸資産

##### の未実現利益の消去..... 104

① 親会社から子会社へ商品を販売している場合(ダウン・ストリームのケース) .....	104
i) 子会社に親会社からの期首商品棚卸高も親会社からの期末商品棚卸高もないケース .....	104
point up lesson 58 .....	106
ii) 子会社に親会社からの期首商品棚卸高はあるが、親会社からの期末商品棚卸高はないケース .....	108
point up lesson 59 .....	110
iii) 子会社に親会社からの期首商品棚卸高はないが、親会社からの期末商品棚卸高はあるケース .....	112
point up lesson 60 .....	114
iv) 子会社に親会社からの期首商品棚卸高も親会社からの期末商品棚卸高もあるケース .....	116
point up lesson 61 .....	120
② 子会社から親会社へ商品を販売して	

いる場合（アップ・ストリームのケース） .....	122	point up lesson 62.....	124
i) 親会社に子会社からの期首商品棚卸 高も子会社からの期末商品棚卸高も ないケースの連結消去仕訳を各方法 で行うと次のとおりである。...	122	point up lesson 62.....	124
ii) 親会社に子会社からの期首商品棚卸 高はあるが、子会社からの期末商品棚 卸高はないケースの連結消去仕訳を 各方法で行うと次のとおりである。 .....	126	point up lesson 63.....	128
iii) 親会社に子会社からの期首商品棚卸 高はないが、子会社からの期末商品棚 卸高はあるケースの連結消去仕訳を 各方法で行うと次のとおりである。 .....	130	point up lesson 64.....	132
iv) 親会社に子会社からの期首商品棚卸 高も子会社からの期末商品棚卸高も あるケースの連結消去仕訳を各方法 で行うと次のとおりである。...	134	point up lesson 65.....	136
③ 親会社が子会社に販売した商品の子 会社が固定資産として生産の用に供し ている場合.....	138	point up lesson 66.....	140
第2節 有形固定資産の未実現利益の消去	143		
① 親会社から子会社へ有形固定資産を 売却している場合（ダウン・ストリーム のケース）.....	143		
i) 土地（非償却資産）の場合...	143	point up lesson 67.....	144
ii) 建物（償却資産）の場合… 取得年 度時のケース.....	145	point up lesson 68.....	146
iii) 建物（償却資産）の場合… 取得年 度以降のケース.....	148	point up lesson 69.....	150
iv) 建物（償却資産）の場合… 耐用年 数到来時のケース.....	152	point up lesson 70.....	154
v) 建物（償却資産）の場合… 取得年 度以降に外部に売却したケース..	158	point up lesson 71.....	160
② 子会社から親会社へ有形固定資産を 売却している場合（アップ・ストリーム のケース）.....	162		
i) 土地（非償却資産）の場合の連結消 去仕訳を各方法で行うと次の通りで ある。.....	162	point up lesson 72.....	164
ii) 建物（償却資産）の場合で取得年度 時のケースの連結消去仕訳を各方法 で行うと次の通りである。.....	166	point up lesson 73.....	168
iii) 建物（償却資産）の場合で取得年度 以降に外部に売却するまでの時系列 による連結消去仕訳を各方法で行う と次の通りである。.....	170	point up lesson 74.....	172
第3節 実質的な連結会社間取引の消去手 続.....	175		
① 実質的な連結会社間取引の意義..	175		
② 実質的な連結会社間取引の消去..	175		
③ 「連結財務諸表に関する会計基準注 解」の規定.....	175		
④ 会計処理方法.....	175		
i) 連結外部者のマージンを、連結上、 『売上原価』とする方法.....	175		
ii) 連結外部者のマージンを、連結上、			

『支払利息』とする方法	175	.....	202
⑤ 連結外部者のマージンを、連結上、 『売上原価』とする場合	176	point up lesson 75	178
⑥ 連結外部者のマージンを、連結上、 『支払利息』とする場合	180	point up lesson 76	182
⑦ 連結外部者のマージンを、連結上、 『売上原価』とする場合	186		
⑧ 連結外部者のマージンを、連結上、 『支払利息』とする場合	187	point up lesson 77	188
<b>第7章 持分法</b>	<b>191</b>		
第1節 意義	191		
第2節 適用方式	191		
第3節 適用範囲	191		
第4節 適用手続	192		
第5節 連結との異同点	193		
<b>第8章 持分法の適用手続</b>	<b>195</b>		
第1節 株式取得日における「評価差額」及 び「投資差額」の計算	195		
① 被投資会社の設立時に全株式の40% を原始取得した場合	197	point up lesson 78	197
② 被投資会社の設立後に全株式の40% を原始取得した場合…「評価差額」は生 じないが、「投資差額」は生じるケース .....	198		
	199	point up lesson 79	199
③ 被投資会社（A社）の設立後に投資会 社（P社）が全株式の30%を原始取得し た場合	200		
	200	point up lesson 80	200
第2節 当期純利益（取得後剰余金）の認識 .....	202		
	204	point up lesson 81	204
第3節 投資差額（のれん）の処理	206		
① のれんの償却	206		
② 負ののれんの処理	206	point up lesson 82	207
第4節 剰余金の配当	209		
	210	point up lesson 83	210
第5節 棚卸資産の未実現利益の消去	212		
① 意義	212		
② 未実現利益の消去方法	212		
③ 被投資会社から投資会社へ商品を販 売している場合（アップ・ストリームの ケース）の連結仕訳	212	i) 期末商品棚卸高に含まれる未実現利 益の消去仕訳	212
	213	ii) 期首商品棚卸高に含まれる未実現利 益の消去仕訳	213
	214	point up lesson 84	214
④ 投資会社から被投資会社へ商品を販 売している場合（ダウン・ストリームの ケース）の連結仕訳	216	i) 期末商品棚卸高に含まれる未実現利 益の消去仕訳（関連会社の場合）	216
	216	ii) 期首商品棚卸高に含まれる未実現利 益の消去仕訳（関連会社の場合）	216
	218	point up lesson 85	218
第6節 株式の売却	224		
	226	point up lesson 86	226
<b>解答用紙集</b>			
Point up lesson 37	229		
Point up lesson 38	230		
Point up lesson 39	231		
Point up lesson 40	232		
Point up lesson 41	233		

Point up lesson 42 .....	234	Point up lesson 78.....	273
Point up lesson 43 .....	235	Point up lesson 79.....	274
Point up lesson 44 .....	236	Point up lesson 80.....	274
Point up lesson 45 .....	237	Point up lesson 81.....	274
Point up lesson 46 .....	238	Point up lesson 82.....	275
Point up lesson 47 .....	239	Point up lesson 83.....	275
Point up lesson 48 .....	240	Point up lesson 84.....	276
Point up lesson 49 .....	242	Point up lesson 85.....	277
Point up lesson 50 .....	243	Point up lesson 86.....	278
Point up lesson 51 .....	244		
Point up lesson 52 .....	245		
Point up lesson 53 .....	247		
Point up lesson 54 .....	248		
Point up lesson 55 .....	249		
Point up lesson 56 .....	250		
Point up lesson 57 .....	251		
Point up lesson 58 .....	252		
Point up lesson 59 .....	253		
Point up lesson 60 .....	254		
Point up lesson 61 .....	255		
Point up lesson 62 .....	256		
Point up lesson 63 .....	257		
Point up lesson 64 .....	258		
Point up lesson 65 .....	259		
Point up lesson 66 .....	261		
Point up lesson 67 .....	262		
Point up lesson 68 .....	263		
Point up lesson 69 .....	264		
Point up lesson 70 .....	265		
Point up lesson 71 .....	266		
Point up lesson 72 .....	267		
Point up lesson 73 .....	268		
Point up lesson 74 .....	269		
Point up lesson 75 .....	270		
Point up lesson 76 .....	271		
Point up lesson 77 .....	272		

## 第5章 債権と債務の相殺消去手続

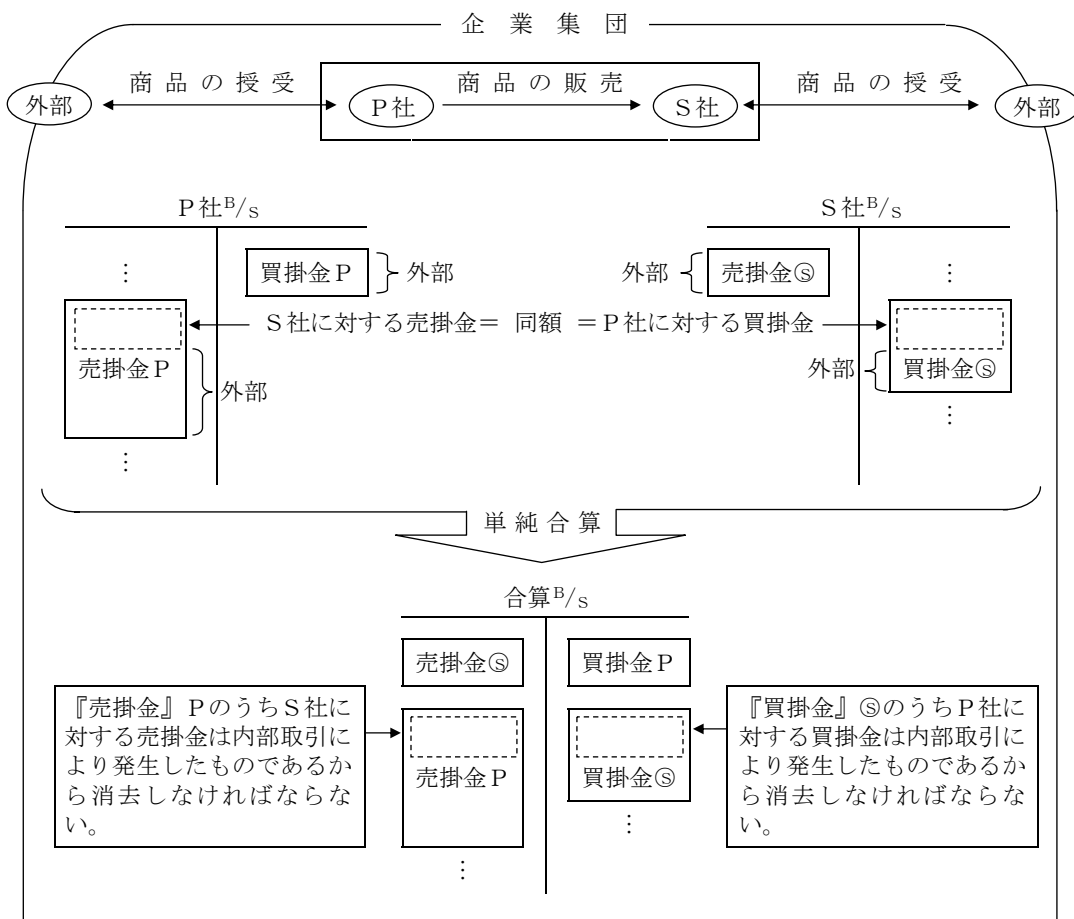
### ・ 意 義

連結会社相互間の取引から生じる債権・債務等の残高は、連結上、内部取引から生じた残高であるため消去しなければならない。

### ・ 具体的な消去項目の一覧表

売上債権と仕入債務	・ 売掛金と買掛金 ・ 受取手形と支払手形
経過勘定項目	・ 未収収益と未払費用 ・ 前払費用と前受収益
資金項目	・ 貸付金と借入金 ・ 投資有価証券と社債
引当金の調整（貸倒引当金，等）	

第1節 売掛金と買掛金の相殺消去

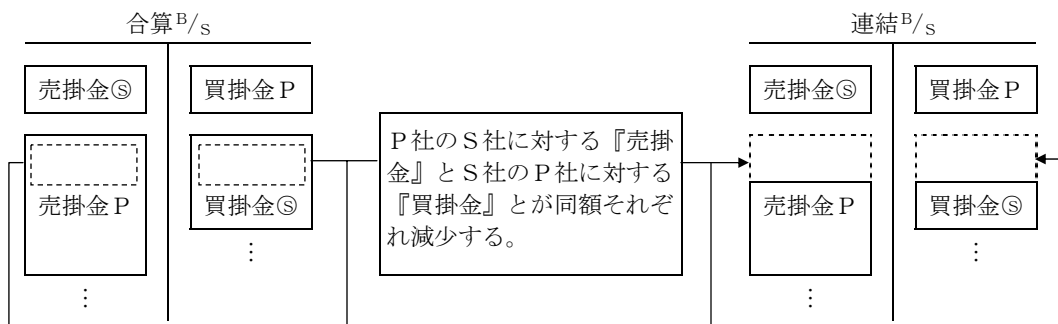


この場合の「売掛金と買掛金」の相殺消去の連結仕訳として

(借方) 買 掛 金 ×× (貸方) 売 掛 金 ××

が必要となる。

上記合算<sup>B/s</sup>に「売掛金と買掛金の連続消去仕訳」を加味して連結<sup>B/s</sup>（一部）を作成すると次のようになる。



point up lesson 37

解答用紙はP. 229

次の資料より、①『売掛金』と『買掛金』の連結消去仕訳を示すとともに、②平成×1年度の連結精算表を作成しなさい。

〔資料〕平成×1年度の親会社（P社）と子会社（S社）の貸借対照表の一部

P社 <sup>B/s</sup>			S社 <sup>B/s</sup>		
平成×2年3月31日（単位：千円）			平成×2年3月31日（単位：千円）		
∴		∴	∴		∴
売掛金	6,900	買掛金	5,100	売掛金	4,600
∴		∴		∴	
				買掛金	3,500
				∴	

なお、P社の売掛金のうちS社に対する売掛金残高は1,200千円であり、またS社の買掛金のうちP社に対する買掛金残高は1,200千円である。



- ・ 親会社の『売掛金』1,200千円は内部取引により発生したものであるから消去しなければならない。
- ・ 子会社の『買掛金』1,200千円は内部取引により発生したものであるから消去しなければならない。

< 解 答 >

①『売掛金』と『買掛金』の連結消去仕訳

(単位：千円)

(借方) 買 掛 金	1,200	(貸方) 売 掛 金	1,200
------------	-------	------------	-------

② 平成×1年度の連結精算表

勘定科目	連 結 精 算 表			連 結 仕 訳	連 結 財務諸表
	自平成×1年4月1日 至平成×2年3月31日 (単位：千円)				
	個 別 財 務 諸 表				
	P 社	S 社	合 計		
貸借対照表					
∴					
売 掛 金	6,900	4,600	11,500	( 1,200 )	10,300
∴					
買 掛 金	( 5,100 )	( 3,500 )	( 8,600 )	1,200	( 7,400 )
∴					

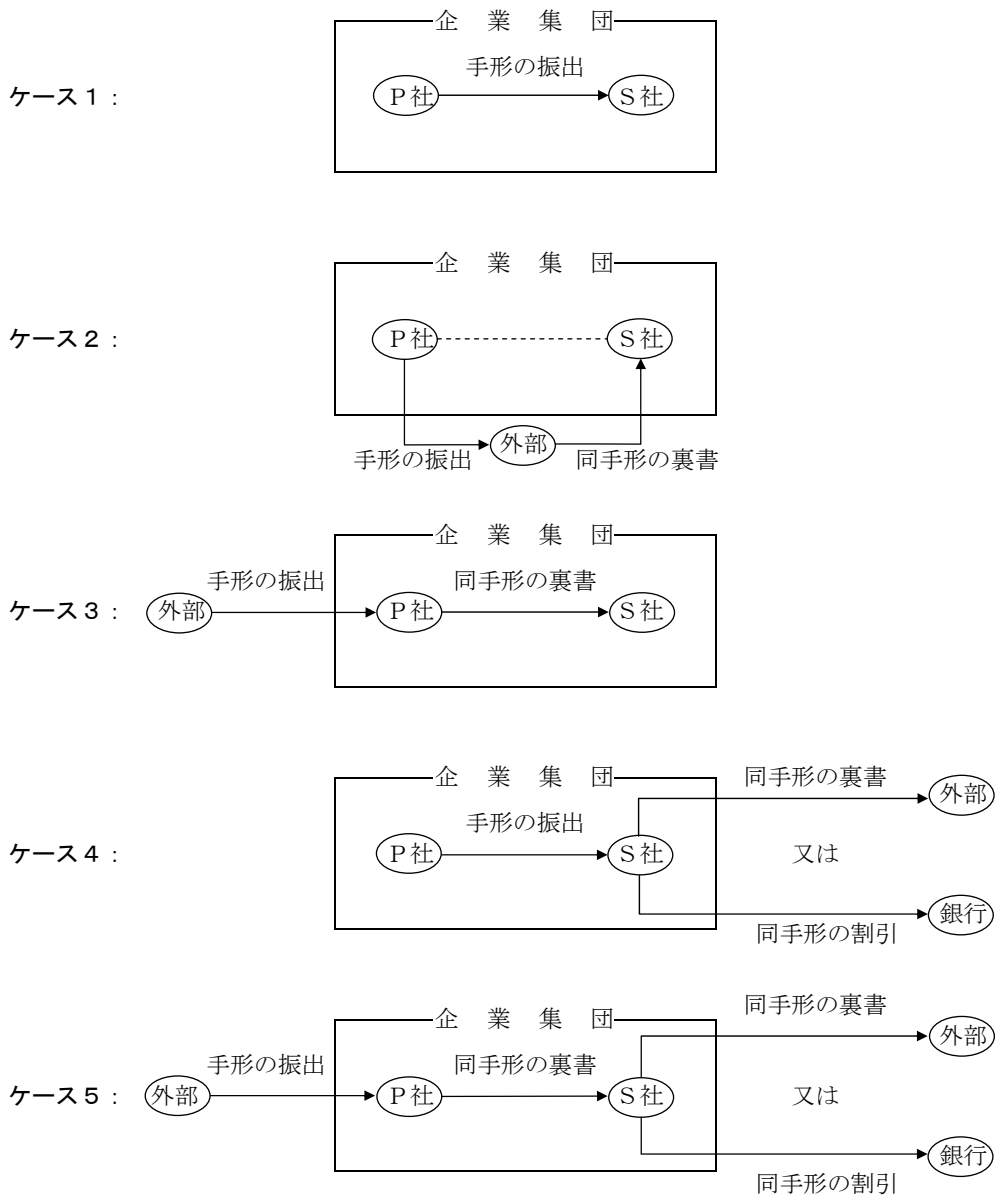
(注) 貸方金額には、括弧を付けること。

(解 説) な し。



## 第2節 手形取引の相殺消去

- 相殺消去の対象となる手形取引のケース



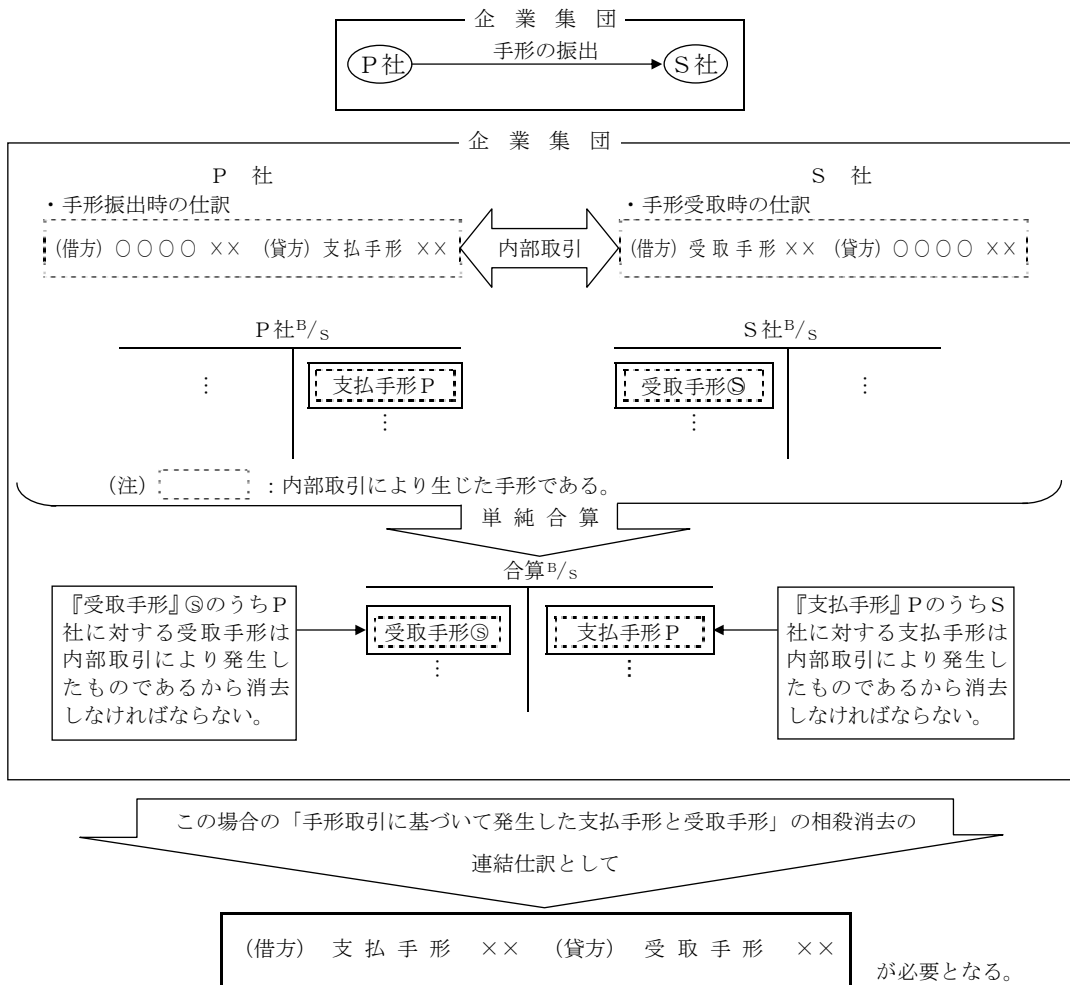
(注) P社とS社とは親子関係にある会社であり、本設例がP社からS社への手形の譲渡であるが、反対の場合でも同様である。

・各ケースの連結消去仕訳の一覧表

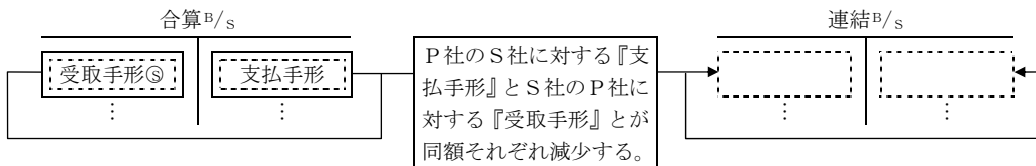
ケース 1	(借方) 支払手形 ×× (貸方) 受取手形 ××		
ケース 2	(借方) 支払手形 ×× (貸方) 受取手形 ×× P社『支払手形』のうちS社が外部から裏書譲渡され、『受取手形』として計上している額。		
	直接減額法	評価勘定法	対照勘定法
ケース 3	仕訳なし 但し、「受取手形裏書譲渡高」の注記額をP社のS社に対する「受取手形裏書譲渡高」だけ減額しなければならない。	(借方) 裏書手形 ×× (貸方) 受取手形 ×× P社『裏書手形』のうちS社が受取り、『受取手形』として計上している額。	(借方) 手形裏書義務 ×× (貸方) 手形裏書義務見返 ×× P社『手形裏書義務見返』、『手形裏書義務』のうちS社へ裏書した額。
ケース 4	・手持分 (借方) 支払手形 ×× (貸方) 受取手形 ×× P社『支払手形』のうちS社が受取り『受取手形』に計上している手持額。 ・裏書分 仕訳なし 但し、「受取手形裏書譲渡高」の注記額をP社がS社に振り出した手形のうちS社が裏書した金額だけ減額しなければならない。 ・割引分 (借方) 支払手形 ×× (貸方) 短期借入金 ×× かつ 「受取手形割引高」の注記額をP社がS社に振り出した手形のうちS社が割引いた金額だけ減額しなければならない。	・手持分 (借方) 支払手形 ×× (貸方) 受取手形 ×× 金額は同左 ・裏書分 (借方) 支払手形 ×× (貸方) 受取手形 ×× (借方) 裏書手形 ×× (貸方) 支払手形 ×× P社『支払手形』のうちS社が受取り『受取手形』に計上している額でS社が裏書した額。 ・割引分 (借方) 支払手形 ×× (貸方) 受取手形 ×× (借方) 割引手形 ×× (貸方) 短期借入金 ×× P社『支払手形』のうちS社が受取り『受取手形』に計上している額でS社が割引いた額。	・手持分 (借方) 支払手形 ×× (貸方) 受取手形 ×× 金額は同左 ・裏書分 (借方) 手形裏書義務 ×× (貸方) 手形裏書義務見返 ×× S社『手形裏書義務』『手形裏書義務見返』のうちP社から受取った手形金額。 ・割引分 (借方) 手形割引義務 ×× (貸方) 手形割引義務見返 ×× (借方) 支払手形 ×× (貸方) 短期借入金 ×× S社『手形割引義務』『手形割引義務見返』のうちP社から受取った手形金額。
ケース 5	仕訳なし 但し、「受取手形譲渡高」の注記額をP社のS社に対する「受取手形裏書譲渡高」だけ減額しなければならない。	(借方) 裏書手形 ×× (貸方) 受取手形 ×× P社『裏書手形』のうちS社が受取り、『受取手形』として計上している額。	(借方) 手形裏書義務 ×× (貸方) 手形裏書義務見返 ×× P社『手形裏書義務見返』、『手形裏書義務』のうちS社へ裏書した額。

① ある連結会社（P社）が他の連結会社（S社）に対し支払又は決済のために振出した手形を他の連結会社が保有している場合（ケース1）

<理解図>



・ 上記合算<sup>B/s</sup>と「支払手形と受取手形の連結消去仕訳」を加味して連結<sup>B/s</sup>（一部）を作成すると次のようになる。



point up lesson 38

解答用紙はP. 230

次の資料より、①手形取引の連結消去仕訳を示すとともに、②平成×1年度の連結精算表を作成しなさい。

[資料 I] 平成×1年度の親会社 (P社) と子会社 (S社) の貸借対照表の一部

P社 <sup>B/s</sup>		S社 <sup>B/s</sup>	
平成×2年3月31日 (単位: 千円)		平成×2年3月31日 (単位: 千円)	
⋮	⋮	⋮	⋮
受取手形 9,500	支払手形 4,000	受取手形 6,500	支払手形 3,000
⋮	⋮	⋮	⋮

なお、P社の受取手形のうちS社からの受取手形残高は2,000千円であり、また、S社の支払手形のうちP社への支払手形残高は2,000千円である。



- ・ 親会社の『受取手形』2,000千円は内部取引により発生したものであるから消去しなければならない。
- ・ 子会社の『支払手形』2,000千円は内部取引により発生したものであるから消去しなければならない。

< 解 答 >

① 手形取引の連結消去仕訳

(単位: 千円)

(借方) 支 払 手 形      2,000      (貸方) 受 取 手 形      2,000

② 平成×1年度の連結精算表

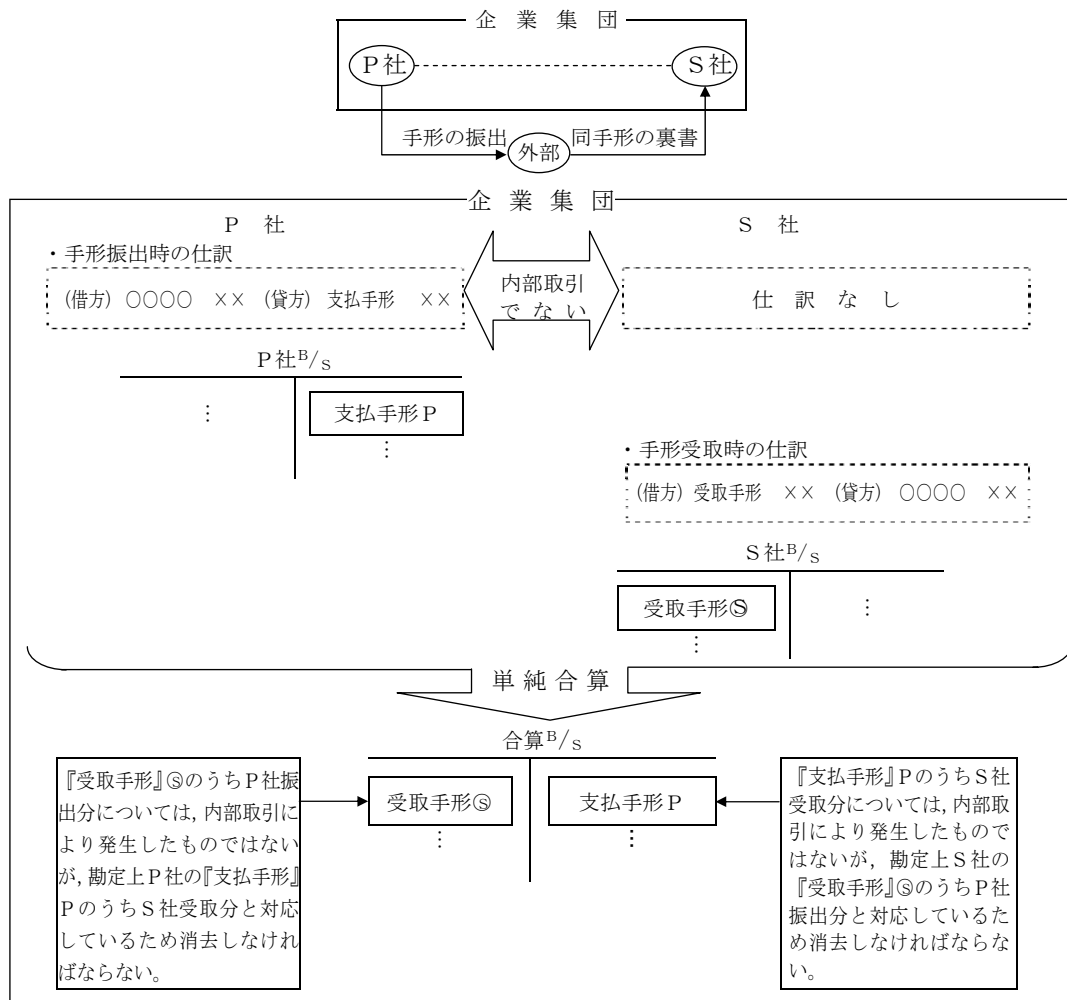
勘定科目	連 結 精 算 表			連 結 仕 訳	連 結 財 務 諸 表
	個別財務諸表				
	P社	S社	合計		
貸借対照表					
⋮					
受取手形	9,500	6,500	16,000	( 2,000 )	14,000
⋮					
支払手形	( 4,000 )	( 3,000 )	( 7,000 )	2,000	( 5,000 )
⋮					

(注) 貸方金額には、括弧を付けること。

(解 説) な し。

② ある連結会社（P社）が外部者に支払い又は決済の為に振出した手形を、外部者からの裏書譲渡により他の連結会社（S社）が保有している場合（ケース2）

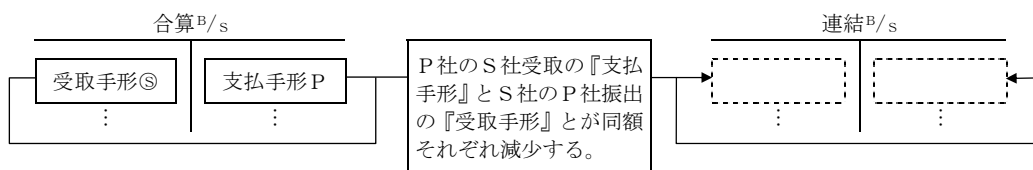
〈理解図〉



この場合の「手形取引に基づいて発生した支払手形と受取手形」の相殺消去の連結仕訳として

(借方) 支払手形 ×× (貸方) 受取手形 ×× が必要となる。

・ 上記合算B/sと「支払手形と受取手形の連結消去仕訳」を加味して連結B/s（一部）を作成すると次のようになる。



point up lesson 39

解答用紙はP. 231

次の資料より、①手形取引の連結消去仕訳を示すとともに、②平成×1年度の連結精算表を作成しなさい。

[資料] 平成×1年度の親会社（P社）と子会社（S社）の貸借対照表の一部

P社 <sup>B/s</sup>		S社 <sup>B/s</sup>	
平成×2年3月31日（単位：千円）		平成×2年3月31日（単位：千円）	
：	：	：	：
受取手形 8,300	支払手形 6,700	受取手形 4,900	支払手形 2,200
：	：	：	：

なお、P社の支払手形のうち5,000千円は仕入先（F社）に対して振出されたものであり、F社は、このうち3,000千円を、買掛金決済のためS社に裏書譲渡し、S社は当該手形を期末現在手許保有している。



- 親会社の『支払手形』3,000千円と子会社の『受取手形』3,000千円とは内部取引により発生したものではないが、勘定上、両者は対応しているため共に消去しなければならない。

< 解 答 >

- ① 手形取引の連結消去仕訳

（単位：千円）

（借方）支 払 手 形      3,000      （貸方）受 取 手 形      3,000

- ② 平成×1年度の連結精算表

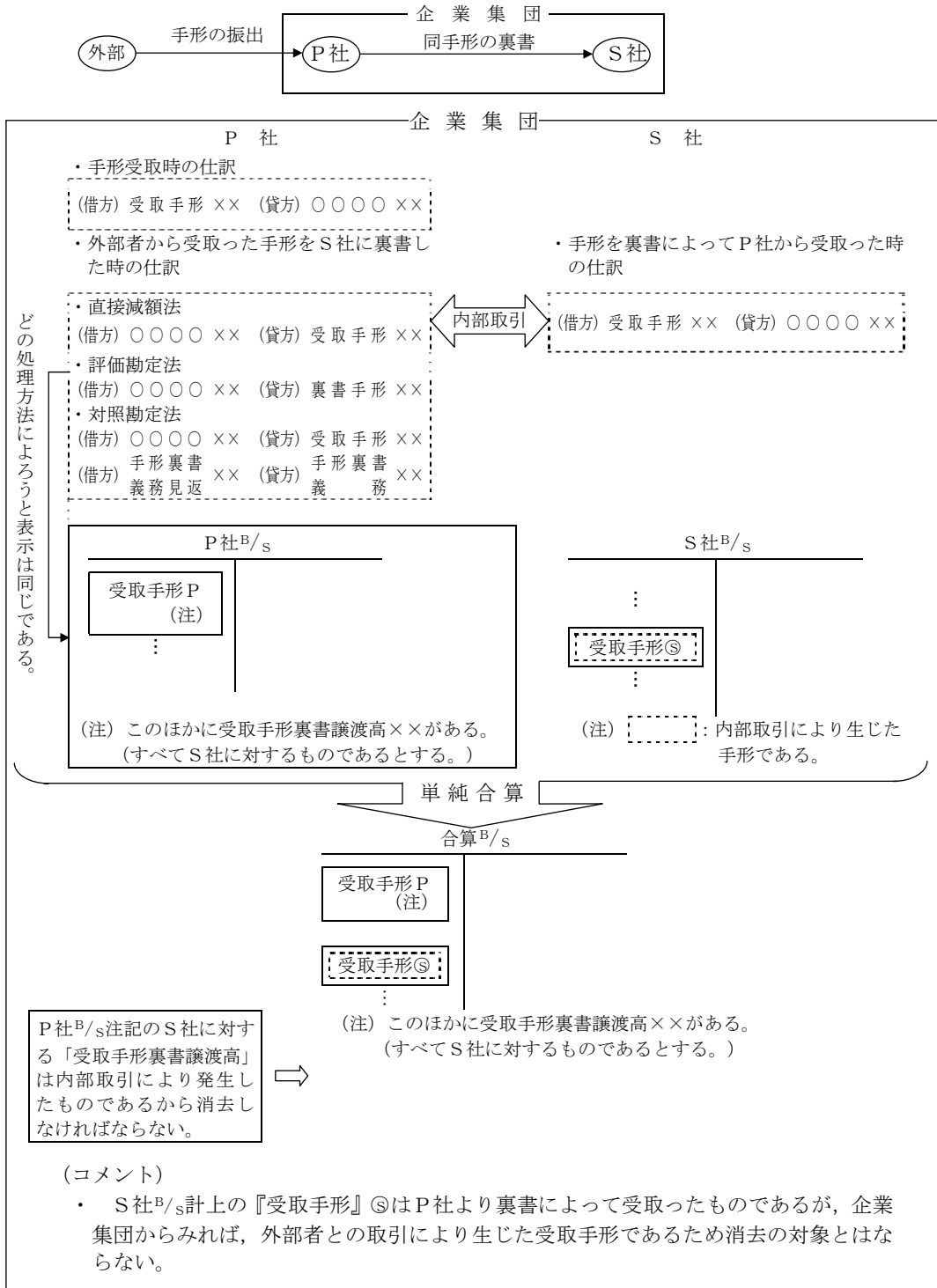
勘定科目	連 結 精 算 表			連 結 仕 訳	連 結 財 務 諸 表
	自平成×1年4月1日 至平成×2年3月31日				
	個 別 財 務 諸 表				
	P 社	S 社	合 計		
貸借対照表					
：					
受取手形	8,300	4,900	13,200	( 3,000)	10,200
：					
支払手形	( 6,700)	( 2,200)	( 8,900)	3,000	( 5,900)
：					

（注）貸方金額には、括弧を付けること。

（解 説） な し。

③ 外部者がある連結会社（P社）に手形を振り出し、それをある連結会社が他の連結会社（S社）に裏書譲渡した場合（ケース3）

<理解図>



(コメント)

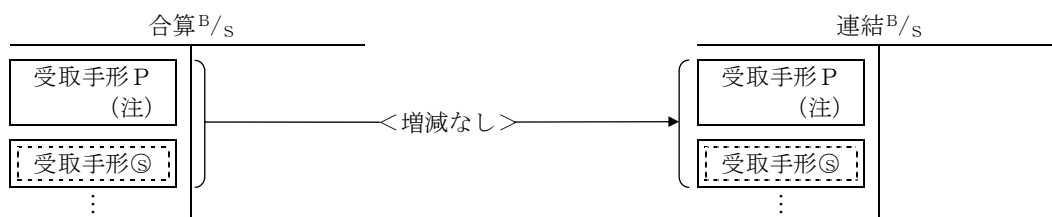
- ・ S社<sup>B/s</sup>計上の『受取手形』㊟はP社より裏書によって受取ったものであるが、企業集団からみれば、外部者との取引により生じた受取手形であるため消去の対象とはならない。

この場合の手形取引に関する連結手続として

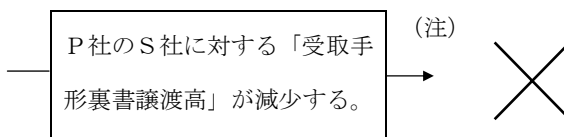
S社に対する「受取手形裏書譲渡高」を合算<sup>B/s</sup>注記の「受取手形裏書譲渡高」から控除すること。

が必要となる。

- 前頁合算<sup>B/s</sup>と「手形取引に関する連結手続」を加味して連結<sup>B/s</sup>（一部）を作成すると次のようになる。



(注) このほかに受取手形裏書譲渡高××がある。(すべてS社に対するものとする。)



— 参 考 —

- 裏書手形を評価勘定で連結財務諸表の「負債」の部に計上している場合の連結消去仕訳は次のようになる。

(借方) 裏書手形×× (貸方) 受取手形×× ← P社のS社に対する「受取手形裏書譲渡高」の金額。

- 裏書手形を対照勘定で連結財務諸表の「資産」の部と「負債」の部に計上している場合の連結消去仕訳は次のようになる。

(借方) 手形裏書義務×× (貸方) 裏書手形義務見返×× ← 同上



## point up lesson 40

解答用紙はP. 232

次の資料より、①手形取引の連結消去仕訳を i) 直接減額法、ii) 評価勘定法、iii) 対照勘定法のそれぞれについて示すとともに、②平成×1年度の連結精算表を直接減額法に基づいて作成しなさい。

〔資料〕平成×1年度の親会社（P社）と子会社（S社）の貸借対照表の一部

P社 <sup>B/s</sup>		S社 <sup>B/s</sup>	
平成×2年3月31日（単位：千円）		平成×2年3月31日（単位：千円）	
受取手形	4,100	支払手形	3,400
：	（注）	：	：
：	：	受取手形	1,900
：	：	：	支払手形
：	：	：	500

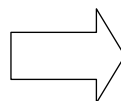
（注）この他に、受取手形裏書譲渡高2,200千円がある。

なお、P社の受取手形裏書譲渡高のうち900千円はS社に対するものである。



- ・ 親会社の「手形に関する偶発債務の会計表示方法」によって連結精算表上の連結消去仕訳が異ってくる点に注意する。
- ・ まず、直接減額法を採用している場合には、P社のS社に対する「受取手形裏書譲渡高」が、勘定上、控除されているため連結精算表上での仕訳はないが、その金額だけ注記額を減額しなければならない。したがって、この場合は連結<sup>B/s</sup>/<sub>S</sub>の「注記」が次のように変化する。

（注）この他に、受取手形裏書譲渡高2,200千円がある。



（注）この他に、受取手形裏書譲渡高1,300千円がある。

- ・ 次に評価勘定法を採用している場合には、P社のS社に対する「受取手形裏書譲渡高」が、勘定上、『受取手形』と『裏書手形』で認識されているため連結精算表上の連結消去仕訳として（借方）裏書手形900（貸方）受取手形900をしなければならない。
- ・ 最後に、対照勘定法を採用している場合には、P社のS社に対する「受取手形裏書譲渡高」が、勘定上、『手形裏書義務見返』と『手形裏書義務』で認識されているため連結精算表上の連結消去仕訳として（借方）手形裏書義務900（借方）手形裏書義務見返900をしなければならない。

< 解 答 >

① 手形取引の連結消去仕訳

i) 直接減額法 (単位：千円)

(借方)	(貸方)
仕 訳	な し

ii) 評価勘定法 (単位：千円)

(借方) 裏書手形 900	(貸方) 受取手形 900
---------------	---------------

iii) 対照勘定法 (単位：千円)

(借方) 手形裏書義務 900	(貸方) 手形裏書義務見返 900
-----------------	-------------------

② 平成×1年度の連結精算表

勘定科目	個 別 財 務 諸 表			連 結 仕 訳	連 結 財 務 諸 表
	P 社	S 社	合 計		
貸借対照表					
受取手形	4,100	1,900	6,000	—	6,000
支払手形	( 3,400)	( 500)	( 3,900)	—	( 3,900)

注記：この他に受取手形裏書譲渡高 1,300 千円がある。

(注) 貸方金額には、括弧を付けること。

(解 説) 平成×1年度の連結精算表を評価勘定法及び対照勘定法に基づいて作成すると次の通りとなる。

・ 評価勘定法

勘定科目	個 別 財 務 諸 表			連 結 仕 訳	連 結 財 務 諸 表
	P 社	S 社	合 計		
貸借対照表					
受取手形	※ 6,300	1,900	8,200	( 900)	7,300
支払手形	( 3,400)	( 500)	( 3,900)		( 3,900)
裏書手形	( 2,200)	—	( 2,200)	900	( 1,300)

(注) 貸方金額には、括弧を付けること。

※ 4,100+2,200=6,300

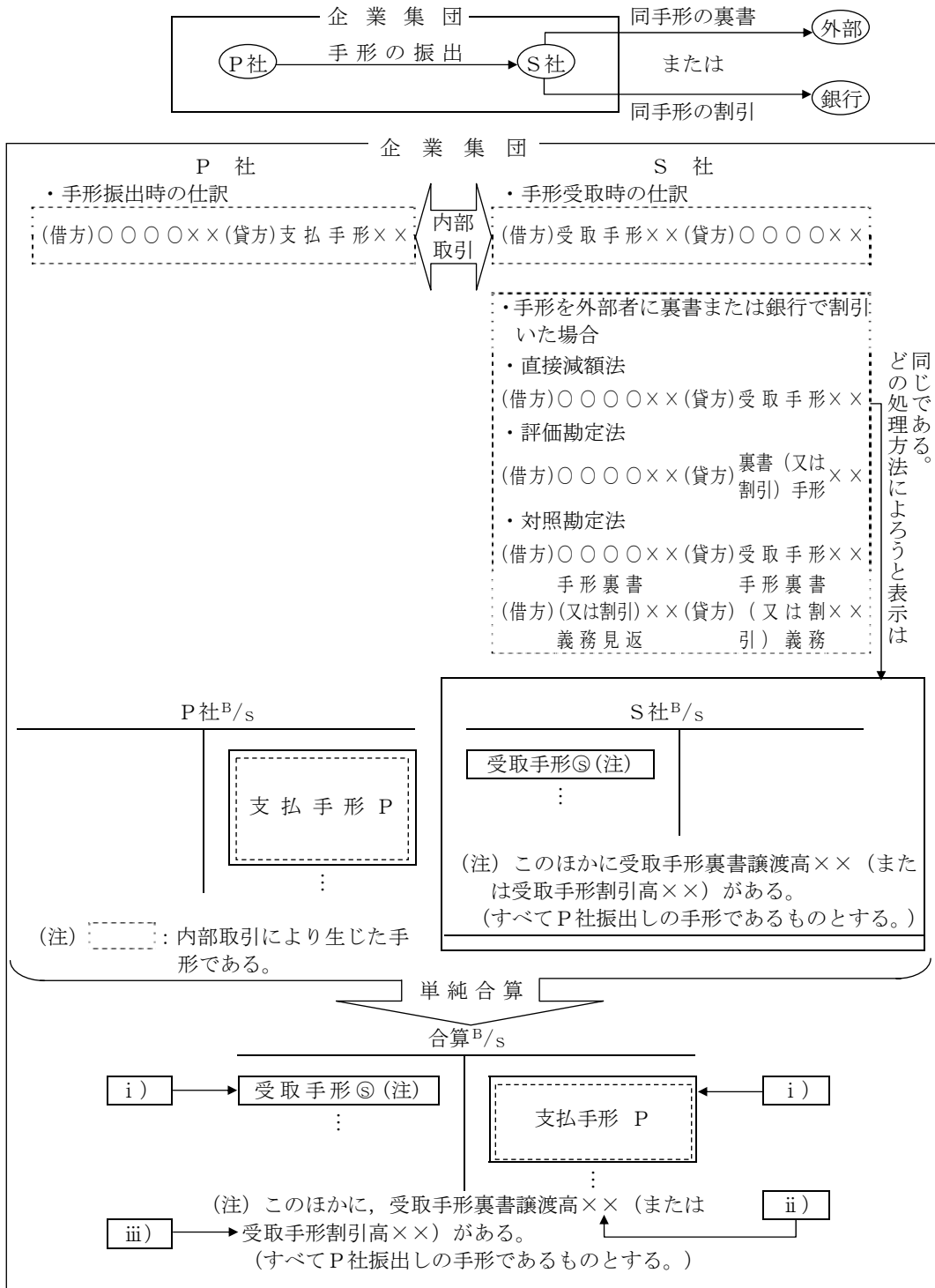
・ 対照勘定法

勘定科目	個 別 財 務 諸 表			連 結 仕 訳	連 結 財 務 諸 表
	P 社	S 社	合 計		
貸借対照表					
受取手形	4,100	1,900	6,000		6,000
手形裏書義務見返	2,200	—	2,200	( 900)	1,300
支払手形	( 3,400)	( 500)	( 3,900)		( 3,900)
手形裏書義務	( 2,200)	—	( 2,200)	900	( 1,300)

(注) 貸方金額には、括弧を付けること。

④ ある連結会社（P社）が他の連結会社（S社）に対し支払又は決済のために振り出した手形を他の連結会社が外部者に裏書譲渡した場合、または銀行で割引いた場合（ケース4）

<理解図>



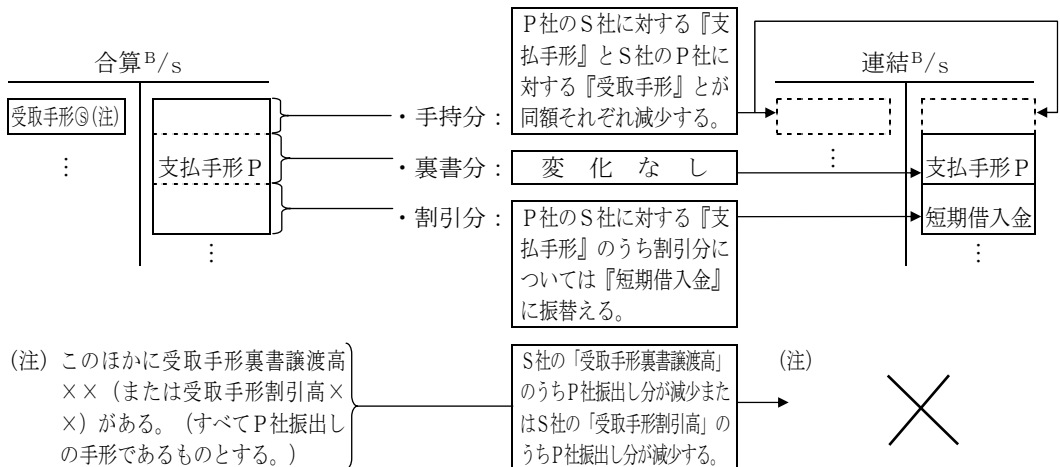
- i) S社<sup>B/s</sup>計上の『受取手形』③とそれに見合うP社<sup>B/s</sup>計上の『支払手形』Pとは、企業集団からみると、内部取引により生じた受取手形と支払手形であるため相殺消去しなければならない。
- ii) S社<sup>B/s</sup>注記の「受取手形裏書譲渡高」のうちP社振り出し分は、企業集団からみると、内部取引により生じた受取手形を裏書譲渡したものであるため消去しなければならない。  
 また、それに見合うP社<sup>B/s</sup>計上の『支払手形』Pは、企業集団からみると、内部取引により生じた支払手形であるため消去しなければならないが、他方で、その手形を受取ったS社が外部者に裏書譲渡することは、企業集団からみれば、外部者に手形を振り出したことになるため『支払手形』を計上しなければならない。その結果、「受取手形裏書譲渡高」に相当する支払手形は消去しないで済むことになる。
- iii) S社<sup>B/s</sup>注記の「受取手形割引高」のうちP社振り出し分は、企業集団からみると、内部取引により生じた受取手形を割引いたものであるため消去しなければならない。  
 また、それに見合うP社<sup>B/s</sup>計上の『支払手形』Pは、企業集団からみると、内部取引により生じた支払手形であるため消去しなければならないが、他方でその手形を受取ったS社が銀行で割引くことは、企業集団からみれば、銀行に手形を振り出した借入を行ったことになるため『短期借入金』を計上しなければならない。

この場合の手形割引に関する連結手続として

- ・ S社の「受取手形裏書譲渡高」のうちP社振り出し分を合算<sup>B/s</sup>注記の「受取手形裏書譲渡高」から控除すること。  
 または、
- ・ S社の「受取手形割引高」のうちP社振り出し分を合算<sup>B/s</sup>注記の「受取手形割引高」から控除すること。
- ・ 手持分 ⇨ (借方) 支払手形 ×× (貸方) 受取手形 ××
- ・ 裏書分 ⇨ 仕訳なし
- ・ 割引分 ⇨ (借方) 支払手形 ×× (貸方) 短期借入金 ××

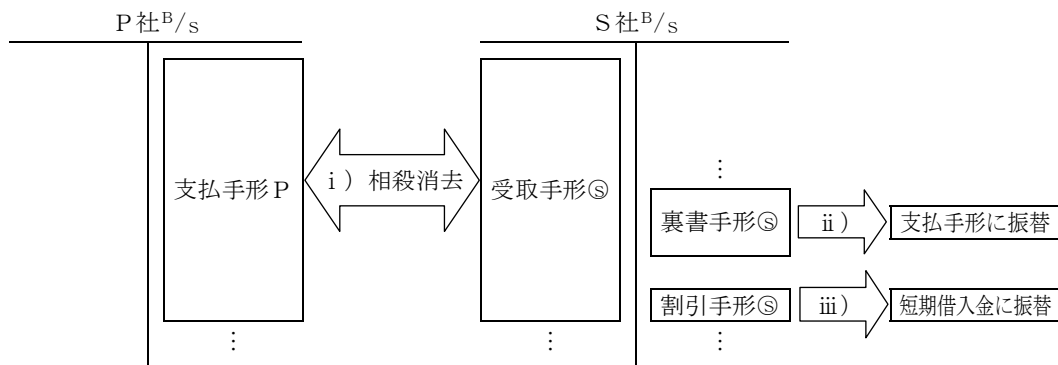
が必要となる。

- ・ 前頁合算<sup>B/s</sup>と「手形取引に関する連結手続」を加味して連結<sup>B/s</sup>（一部）を作成すると次のようになる。



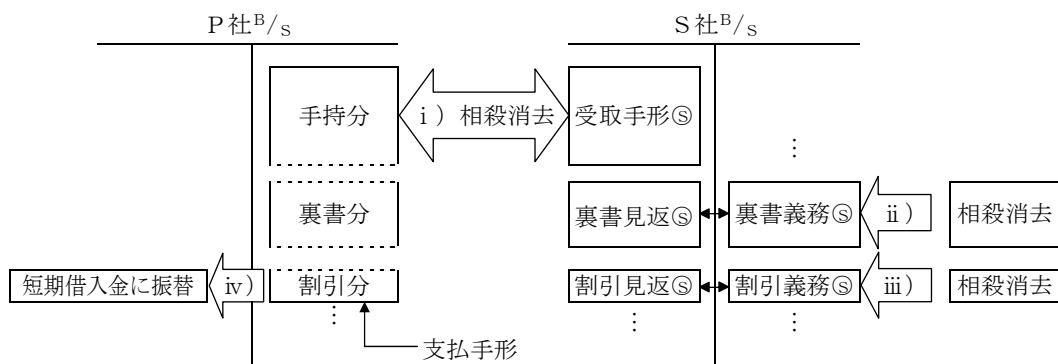
— 参 考 —

- 裏書手形及び割引手形を評価勘定で連結財務諸表の「負債」の部に計上している場合の連結消去・振替仕訳は次のようになる。



i)	(借方) 支 払 手 形	××	(貸方) 受 取 手 形	××
ii)	(借方) 裏 書 手 形	××	(貸方) 支 払 手 形	××
iii)	(借方) 割 引 手 形	××	(貸方) 短 期 借 入 金	××

- 裏書手形及び割引手形を対照勘定で連結財務諸表の「資産」の部と「負債」の部に計上している場合の連結消去・振替仕訳は次のようになる。



i)	(借方) 支 払 手 形	××	(貸方) 受 取 手 形	××
ii)	(借方) 手 形 裏 書 義 務	××	(貸方) 手 形 裏 書 義 務 見 返	××
iii)	(借方) 手 形 割 引 義 務	××	(貸方) 手 形 割 引 義 務 見 返	××
iv)	(借方) 支 払 手 形	××	(貸方) 短 期 借 入 金	××

## MEMO

## point up lesson 41

解答用紙はP. 233

次の資料より、①手形取引の連結消去仕訳を i) 直接減額法、ii) 評価勘定法、iii) 対照勘定法のそれぞれについて示すとともに、②平成×1年度の連結精算表を直接減額法に基づいて作成しなさい。

〔資料〕平成×1年度の親会社（P社）と子会社（S社）の貸借対照表の一部

P社 <sup>B/s</sup>		S社 <sup>B/s</sup>	
平成×2年3月31日(単位：千円)		平成×2年3月31日(単位：千円)	
受取手形	5,500	支払手形	2,600
：	：	：	：
：	：	：	：
：	：	：	：

(注)この他に、受取手形裏書譲渡高1,800千円、受取手形割引高1,100千円がある。

なお、S社の受取手形のうち500千円、受取手形裏書譲渡高のうち800千円、受取手形割引高のうち700千円はP社振り出しの手形である。



- ・ 子会社の「手形に関する偶発債務の会計表示方法」によって連結精算表上の連結消去仕訳が異ってくる点に注意する。
- ・ まず、直接減額法を採用している場合の連結手続は次のとおりである。

手持分	裏書分	割引分
P社の『支払手形』を500千円だけ減額。 S社の『受取手形』を500千円だけ減額。	S社の「受取手形裏書譲渡高」1,800千円のうちP社振り出し分800千円は勘定上控除されているため連結精算表上での仕訳はないが、その金額だけ注記額を減額しなければならない。	P社の『支払手形』2,600千円のうちS社が割引いた分700千円を『支払手形』から『短期借入金』へ振替える。また、その金額だけ注記額を減額しなければならない。

- ・ 次に、評価勘定法を採用している場合の連結手続は次のとおりである。

総額	裏書分	割引分
P社の『支払手形』を2,000千円(500+800+700=2,000)だけ減額。 S社の『受取手形』を2,000千円(500+800+700=2,000)だけ減額。	S社の『裏書手形』1,800千円のうちP社振り出し分800千円だけ『裏書手形』から『支払手形』へ振替える。	S社の『割引手形』1,100千円のうちP社振り出し分700千円だけ『割引手形』から『短期借入金』へ振替える。

- ・ 最後に、対照勘定法を採用している場合の連結手続は次のとおりである。

手持分	裏書分	割引分
P社の『支払手形』を500千円だけ減額。 S社の『受取手形』を500千円だけ減額。	S社の『手形裏書義務見返』、『手形裏書義務』1,800千円のうちP社振り出し分800千円だけ減額。	S社の『手形割引義務見返』、『手形割引義務』1,100千円のうちP社振り出し分700千円だけ減額し、さらに、その金額だけ『支払手形』から『短期借入金』へ振替える。

< 解 答 >

① 手形取引の連結消去仕訳

i) 直接減額法

(単位:千円)

手持分: (借方) 支払手形	500	(貸方) 受取手形	500
裏書分: (借方)		(貸方)	
仕 訳 な し			
割引分: (借方) 支払手形	700	(貸方) 短期借入金	700

ii) 評価勘定法

(単位:千円)

総額: (借方) 支払手形	2,000	(貸方) 受取手形	2,000
裏書分: (借方) 裏書手形	800	(貸方) 支払手形	800
割引分: (借方) 割引手形	700	(貸方) 短期借入金	700

② 平成×1年度の連結精算表

連 結 精 算 表

自平成×1年4月1日 至平成×2年3月31日(単位:千円)

勘定科目	個別財務諸表			連 結 仕 訳	連 結 財務諸表
	P 社	S 社	合 計		
貸借対照表					
受取手形	5,500	1,300	6,800	( 500)	6,300
支払手形	( 2,600)	( 700)	( 3,300)	1,200	( 2,100)
短期借入金	( - )	( - )	( - )	( 700)	( 700)

iii) 対照勘定法

(単位:千円)

手持分: (借方) 支払手形	500	(貸方) 受取手形	500	
裏書分: (借方) 手形裏書義務	800	(貸方) 手形裏書義務見返	800	
割引分: (借方) 手形割引義務	700	(貸方) 手形割引義務見返	700	
	支払手形	700	短期借入金	700

注記: この他に、受取手形裏書譲渡高 1,000 千円、受取手形割引高 400 千円がある。  
(注) 貸方金額には、括弧を付けること。

(解 説) 平成×1年度の連結精算表を評価勘定法及び対照勘定法に基づいて作成すると次の通りとなる。

・ 評価勘定法

連 結 精 算 表

自平成×1年4月1日 至平成×2年3月31日(単位:千円)

勘定科目	個別財務諸表			連 結 仕 訳	連 結 財務諸表
	P 社	S 社	合 計		
貸借対照表					
受取手形	5,500	4,200	9,700	( 2,000)	7,700
支払手形	( 2,600)	( 700)	( 3,300)	1,200	( 2,100)
裏書手形	( - )	( 1,800)	( 1,800)	800	( 1,000)
割引手形	( - )	( 1,100)	( 1,100)	700	( 400)
短期借入金	( - )	( - )	( - )	( 700)	( 700)

(注) 貸方金額には、括弧を付けること。

・ 対照勘定法

連 結 精 算 表

自平成×1年4月1日 至平成×2年3月31日(単位:千円)

勘定科目	個別財務諸表			連 結 仕 訳	連 結 財務諸表
	P 社	S 社	合 計		
貸借対照表					
受取手形	5,500	1,300	6,800	( 500)	6,300
手形裏書義務見返	-	1,800	1,800	( 800)	1,000
手形割引義務見返	-	1,100	1,100	( 700)	400
支払手形	( 2,600)	( 700)	( 3,300)	1,200	( 2,100)
手形裏書義務	( - )	( 1,800)	( 1,800)	800	( 1,000)
手形割引義務	( - )	( 1,100)	( 1,100)	700	( 400)
短期借入金	( - )	( - )	( - )	( 700)	( 700)

(注) 貸方金額には、括弧を付けること。



⑤ 外部者がある連結会社（P社）に手形を振出し、それをある連結会社が他の連結会社（S社）に裏書譲渡し、さらに裏書を受けた他の連結会社が外部者に裏書譲渡した場合、または銀行で割引いた場合（ケース5）

〈理解図〉

